日常生活の困りごとへの支援

外出

○手話通訳者等派遣……P.30
○車いすの貸し出し……P.32
○交通費割引……P.51
○ヘルパー派遣……P.60，64

医療・健康

○医療費助成……P.38
○医療費控除……P.40
○健康管理……P.41
○車いす受診可能歯科医院……P.96～97
○乙訓地域医療機関……P.104～106

補助・道具

○補装具……P.22
○日常生活用具……P.24
○住宅改造……P.28

収入・支出

○年金……P.42
○手当・助成等……P.43
○減免（税）……P.48
○その他の免除……P.54

（1）補装具費の給付・借受け

身体障がい者（児）の障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために、下記の表の補装具の購入と修理を行うための費用（補装具費）を給付しています。補装具には、耐用年数が定められていて、その間は原則として再購入の費用は給付されず、修理費用の給付を受けて修理しながら使うことになります。

補装具の種類によっては、はじめに京都府家庭支援総合センターの判定が必要な場合があります。（京都府家庭支援総合センターの巡回更生相談もあります。）

また、平成２５年４月から難病のある方（国の定める対象疾患のみ）も補装具の支給対象となりました。

障がい種別	補装具の種類
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、イヤモールド、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、 歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置
	（18 歳未満） 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助用具
難病	「対象者」に準ずると認められる場合に支給されます。

※介護保険の対象となる方は、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは介護保険制度による補装具として貸与されるため、補装具費としての給付対象外です。ただし、医師、京都府家庭支援総合センター等により、障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断されるときは、補装具費による給付も可能な場合があります。

《介護保険制度については P. 93 参照》

※労働者災害補償対象の方は、労災から支給される補装具が優先となります。また、健康保険各法や戦傷病者特別援護法による給付もあります。

※治療用の補装具は、医療保険による給付となります。

補装具の交付・修理手順

窓口は長岡京市　障がい福祉課です。

ステップ１　窓口で都道府県知事指定補装具業者の見積書を添えて申請します。

※医師の意見書や処方箋が必要な補装具もあります。

ステップ２　郵送される支給券等と引き換えに業者から補装具を受け取り、支給券に記載されている自己負担額を業者へ支払ってください。

補装具費の給付を受けるときは、原則として補装具費用の１割が自己負担となりますが、給付を受ける方などの市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="3">自己負担上限月額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国制度</td><td colspan="2">市制度による軽減後</td></tr>
<tr><td>障がい者</td><td>障がい児</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民税
課税世帯</td><td>所得割 46 万円以上</td><td colspan="3">補装具費用の全額自己負担</td></tr>
<tr><td>所得割 16 万円以上</td><td rowspan="2">37,200 円</td><td>37,200 円</td><td rowspan="2">18,600 円</td></tr>
<tr><td>所得割 16 万円未満</td><td>18,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税非課税世帯・生活保護世帯</td><td>0 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

・補装具は、身体障がい者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則になりますが、平成３０年４月から、借受けによることが適当であると判断できる次の場合に限り、借受けが可能となりました。

① 身体の成長に伴い、短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合

② 障がいの進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

・借受けの対象となる種目については次のとおりです。

① 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

② 重度障害者用意思伝達装置の本体

③ 歩行器

④ 座位保持椅子

・難聴児発育支援事業（補聴器購入費の助成）について

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴のある児童（①～④すべてを満たす者）に、言語・コミュニケーション能力の習得や生活・社会適応訓練を促進し、健全な発育を支援するため、補聴器購入及び修理にかかる費用の助成を行います。

①保護者が長岡京市在住

②両耳の聴力レベルが３０デシベルから７０デシベルの身体障害者手帳交付対象外の人（※１）

③補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する人

④０歳から１８歳の誕生日後の最初の３月３１日までの人

世帯収入に応じて助成率が変わります。（※２）

①市町村民税課税世帯（４６万円未満）　⇒　３分の２を助成

②市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯　⇒　全額助成

※１．３０デシベル未満でも指定の医師が装用を認めた場合は対象になります。

※２．市町村民税所得割が４６万円以上の方がいる世帯や他の法令等で助成を受けているときは対象となりません。

（2）日常生活用具の給付・貸与

在宅で重度の障がい者（児）の日常生活の便宜を図るために、以下の表に示す日常生活用具の給付や貸与を行っています。世帯の所得により一部又は全額自己負担があります。また、種目ごとに耐用年数が定められており、その間は原則として再給付されず、修理して使うことになります。ただし、修理の費用については助成の対象とはなりません（人工内耳用体外装置を除く）。

また、平成２５年４月から難病のある方（国の定める対象疾患のみ）も日常生活用具の支給対象となりました。

申請手続きは補装具費とほぼ同じです。

区分	種目	基準額	対象者・条件等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	8
	特殊マット	19,600 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級（常時介護を要するものに限る。）で、原則として 18 歳以上のもの	5
			下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの	
			重度又は最重度の知的障がい	
	特殊マット（多層空気構造等の除圧機能有）	100,000 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級（常時介護を要するものに限る。）で、原則として 18 歳以上のもの	5
			下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの	
			重度又は最重度の知的障がい	
	特殊尿器	67,000 円	下肢又は体幹機能障がい 1 級（常時介護を要するものに限る。）で原則として学齢児以上のもの	5
	入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上（入浴にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。）で原則として 3 歳以上のもの	5
	体位変換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上（着衣交換等にあたって、家族等他人の介助を要するものに限る。）で原則として学齢児以上のもの	5
	移動用リフト（工事を伴わない）	375,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	4
	移動用リフト（工事を伴う）	（本体価格）500,000 円（工事費）50,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	10
	移動用リフト用スリングシート	52,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	2
	階段昇降機（工事を伴う）	（本体価格）500,000 円（工事費）50,000 円	下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で移動が困難なもの	10
	段差昇降機（工事を伴う）	（本体価格）500,000 円（工事費）50,000 円	下肢、体幹機能又は内部障がい 2 級以上で移動が困難なもの	10
	装具対応靴	10,000 円	下肢機能障がいを有し、下肢装具を装着する原則として 3 歳以上のもの	3
	訓練いす	33,100 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上 18 歳未満の身体障がい児	5
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上の身体障がい児	8

区分	種目		基準額	対象者・条件等	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具		90,000 円	下肢又は体幹機能障がいであって、入浴に介助を要するもので原則として 3 歳以上のもの	8
	便器（手すりを含む。）		25,000 円	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で原則として 3 歳以上のもの	8
	歩行補助杖（T 字状又は棒状の一本杖）		3,600 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいで原則として学齢児以上のもの	3
	移動・移乗支援用具		60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として 3 歳以上のもの	8
	頭部保護帽		12,160 円	てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度又は最重度の知的障がい及び精神障がいでそれぞれ原則として 3 歳以上のもの	3
		（レディメイド、スポンジ･革を主材料とするもの）	12,524 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいで原則として 3 歳以上のもの	
		（レディメイド、スポンジ･革･プラスチックを主材料とするもの）	30,282 円		
		（オーダーメイド、スポンジ･革を主材料とするもの）	15,656 円		
		（オーダーメイド、スポンジ･革･プラスチックを主材料とするもの）	37,852 円		
	特殊便器		151,200 円	上肢障がい 2 級以上の身体障がい及び療育手帳 A のもので訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なものでそれぞれ学齢児以上のもの	8
	火災警報器		15,500 円	身体障がいの等級が 2 級以上のもの又は療育手帳 A のもので、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの(1 世帯に 2 台を限度とする。)	8
	自動消火器		28,700 円	身体障がいの等級が 2 級以上のもの又は療育手帳 A のもので、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	8
	電磁調理器		41,000 円	視覚障がい 2 級以上であって視覚障がい 2 級以上のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの又は療育手帳 A であって原則として 18 歳以上のもの。	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	10
	聴覚障がい者用屋内信号装置		87,400 円	聴覚障がい 2 級以上で聴覚障がいを有するもののみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもので日常生活上必要と認められる原則として学齢児以上のもの	10
	車いす用レインコート		13,000 円	上肢、下肢、体感機能又は内部障がい 2 級以上で、車いすを使用する原則として学齢児以上のもの	5
	自助具(食事用具、調理器具、ドアノブ後付レバー、リーチャー、靴下エイド)		10,000 円	上肢、下肢、体感機能又は内部障がい 2 級以上で、原則として 3 歳以上のもの	5

区分	種目		基準額	対象者・条件等	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器		51,500 円	腎臓機能障がい 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもので原則として 3 歳以上のもの	5
				腎臓機能障がい 3 級以上で原則として 3 歳以上 18 歳未満の障がい児	
	ネブライザー（吸入器）		36,000 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
	電気式たん吸引器		56,400 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	5
			（ネブライザーとの両用器は80,000円）		
	酸素ボンベ運搬車		17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	10
	視覚障がい者用体温計（音声式）		9,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	視覚障がい者用体重計		18,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		157,500 円	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められるもの	5
	視覚障がい者用血圧計（音声式）		15,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
	自家発動発電機またはポータブル蓄電池		上限 150,000 円（同時申請の場合、複数交付可）	呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がいもしくは難病を有し、人工呼吸器、酸素濃縮器等の日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用しているもの	6
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		98,800 円	音声・言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもので原則として学齢児以上のもの	5
	情報･通信支援用具	ＰＣ関連	100,000 円	視覚又は上肢機能障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
		視覚障がい者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	30,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	
	点字ディスプレイ		383,500 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
	点字器（点筆含む。）	標準	10,800 円	視覚障がい児・者で点字器を必要とするもの	7
		携帯用	7,500 円		
	点字タイプライター		74,000 円	視覚障がい 2 級以上で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	5
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	（録音再生機）	85,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
		（再生専用機）	48,000 円		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		115,000 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	6
	視覚障がい者用拡大読書器		198,000 円	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	8
	視覚障がい者用時計	触読式	10,300 円	視覚障がい 2 級以上で原則として学齢児以上のもの	5
		音声式	13,300 円		
	聴覚障がい者用通信装置		71,000 円	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5
	聴覚障がい者用情報受信装置		88,900 円	聴覚障がいであって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6
	人工喉頭	笛式	8,500 円	喉頭を摘出したもの	4
		電動式	75,500 円	喉頭を摘出したもの	5

区分	種目	基準額	対象者・条件等	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用体外装置	購入 200,000円	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用5年以上経過の聴覚障がい児（医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断されたものに限る）	5
		修理 30,000円	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児（医療機関により医療保険等の給付制度を利用して本装置の修理ができないと判断されたものに限る）	―
	人工内耳用電池	3,000円 （1か月分）	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある人工内耳装用の聴覚障がい児	―
	福祉電話	―	聴覚障がい又は外出国難な程度の身体障がいを有するもの（それぞれ原則として2級以上）であって原則として学齢児以上であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの）	-
	視覚障がい児・者用ワードプロセッサー	―	視覚障がいであって、原則として学齢児以上	-
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）	-
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	8,858円 （1か月分）	直腸機能障がい	―
	ストーマ装具（尿路系）	11,639円 （1か月分）	膀胱機能障がい	―
	紙おむつ等	12,000円 （1か月分）	3歳以上であって、次の4点のいずれかに該当するもの 1　直腸又は膀胱機能障がい児・者で、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具の使用が困難なもの 2　直腸又は膀胱機能障がい児・者で、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障がいのあるもの 3　脳性麻痺等脳原性運動機能障がい（概ね3歳未満の乳幼児期に発現した非進行性脳病変によつてもたらされたものに限る。）により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難なもの（「脳原性運動機能障がい」の身体障害者手帳を所持する場合又は「肢体不自由」の身体障害者手帳を所持するもので脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障がいであることが確認できる場合に限る。） 4　療育手帳Aであって、排尿又は排便の意思表示及び排せつ行為そのものが困難なものとして、医師等の診断により確認できるもの。	―
	収尿器　（男性用・普通型）	7,931円	高度の排尿機能障がい	1
	収尿器　（男性用・簡易型）	5,871円		
	収尿器　（女性用・普通型）	8,755円		
	収尿器　（女性用・簡易型、採尿袋20枚を1組とする。）	6,077円		

※ストーマ装具・紙おむつ・人工内耳用電池は、申請日の属する月から６か月分を上限として一括して給付申請することができます。ただし、この場合において申請日の属する年度を超える月分については、当該年度において申請することができません。

※介護保険の対象となる方は、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器については、介護保険制度により貸与・購入されるため、障がい者福祉サービスの日常生活用具としては給付対象外です。
《介護保険制度についてはP. 93 参照》
※緊急通報装置は介護予防･生活支援事業で実施しています。（高齢介護課担当）
※小児慢性特定疾病児童日常生活用具についてはP. 41 参照。

日常生活用具の給付を受けるときは、 原則として各用具の１割が自己負担となりますが、給付を受ける方などの市民税課税状況により、自己負担月額には上限が設けられています。

		自己負担上限月額
市民税課税世帯	所得割 46 万円以上	日常生活用具費用の全額自己負担
	所得割 16 万円以上	37, 200 円
	所得割 16 万円未満	18, 600 円
市民税非課税世帯・生活保護世帯		0 円

（３）住宅助成

ア　住宅改造

障がい者が住宅を改造するときは、市の専門職（作業療法士・理学療法士等）がご相談に応じることができます。また、費用の一部を助成します。

住宅改造相談に基づく改造プラン以外の工事は対象になりません。事前に必ず相談してください。

新築、改築、増築、屋根の補修等の工事は除きます。

	対　象　者	対　象　工　事	助　成　額　等
国の制度	①本市に住所を有すること ②下肢、体幹、移動機能の障がいをもつ身体障がい者(児)(学齢児以上)で３級以上又はそれに準ずる難病のある方 （特殊便器への取替えは上肢障がい２級以上）	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の工事に伴い必要となる工事	・給付限度額 20 万円 ・世帯の所得に応じて自己負担があります
市の制度	①本市に住所を有すること ②下肢、上肢、体幹、平衡、視覚の障がいをもつ身体障がい者 ③障がい者の属する世帯の前年総所得額が 500 万円以下であること	①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥家屋から道路までの出入りを容易にするための工事 ⑦その他市長が特に必要と認めるもの	・助成額は、助成基準額の１０分の９ （生活保護世帯は１０分の１０） ・助成基準額は対象工事の合算額と 20 万円のいずれか低い方になります

介護保険対象の方

・手すりの取り付け
・段差の解消
・滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の変更
・引き戸等への扉の取替え
・洋式便器等への便器の取替え
・その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

⇒ 介護保険制度から利用

イ　その他住宅に関する事業

名　　称	内　　容	問い合わせ先
府営住宅の優先入居	府営住宅の入居基準を満たす方は優先入居の申請ができます。ただし、住宅の限定や戸数枠があります。 募集のあるときは府民だよりでお知らせします。 対象：１～４級の身体障がい者、中・重度の知的障がい者、１～３級の精神障がい者が属する世帯	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
水洗便所設置費特別助成事業 助成限度額 12 万円	水洗化工事に要する費用を全額負担することが困難な方に対して、経費の一部を助成します。 対象者 ①本人が所有し居住する土地及び家屋において、水洗便所改造工事又はし尿浄化槽からの接続工事をしたもの ②住民税非課税世帯で、固定資産税を完納していること ③本市公共下水道条例に定める検査に合格した者 ④65 歳以上の一人暮らしの者、又は 65 歳以上の者のみで構成されている世帯（満 18 歳未満の者を扶養している世帯を含む） ⑤療育手帳又は３級以上の身体障害者手帳を有する同居者（施設入所者を除く）がある世帯 ⑥母子・父子家庭（18 歳以上の者がある場合は除く）、又は寡婦で一人暮らしの方 ⑦その他前項に準ずる世帯で、特別な理由があると市長が判断した方 ※④・⑤・⑥・⑦についてはいずれかの要件を満たした方	地域福祉連携室 TEL 955-9516 FAX 951-7739

（４）その他の暮らしを支援するサービス

ア．情報保障・コミュニケーションの支援

名　　称	内　　容	問い合わせ先
手話通訳者の設置	聴覚障がい者の社会生活における意思の疎通を支援し、各種相談に応じるため、手話通訳者の資格を有する職員を配置しています。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
手話通訳者・ 要約筆記者の派遣	聴覚障がい者の社会生活における意思の疎通を支援するために、本市の手話通訳者又は登録手話通訳者、登録要約筆記者を派遣します。 日程調整のため、緊急の場合を除いて、遅くても１週間前までに障がい福祉課に連絡してください。	
ながおかきょう手話サービス	きこえや発話に障がいがあるなど電話の利用が困難な方を対象に、長岡京市役所への問い合わせをアプリとビデオ通話機能・トーク機能を利用して、市の手話通訳者と手話による通話、メッセージの送受信ができるサービスです。※アプリのインストールが必要です。 利用時間　平日　８：３０～１７：００ （土・日・祝日は対応できません） 利用方法　お使いのスマートフォン、タブレットなどを窓口に持参するか、下記アドレス宛にメールを送信してください。 メールアドレス　miminagaokakyo@i.softbank.jp	
メールによる情報の送受信	聴覚・言語障がい者を対象にメールで手話通訳・要約筆記の問い合わせ等を受け付けます。 利用時間　平日　８：３０～１７：００ （土・日・祝日は対応できません） メールアドレス　miminagaokakyo@i.softbank.jp	
ＦＡＸ及び 携帯電話による 緊急通報	聴覚・言語障がい者を対象にして乙訓消防組合への火災・救急時の通報がＦＡＸ及び携帯電話で行えます。 また、必要に応じて手話通訳者の派遣を行います。 利用するには事前に登録が必要です。 右記ＱＲコードを読み取ると システムの内容等がわかる字幕及び手話通訳が付いた、 ＮＥＴ１１９の説明動画を見ることができます。	
合図くんの貸し出し	無線振動呼び出し器です。 病院や銀行等で受付や呼び出しが聞こえにくい方のために貸し出しをしています。	
点字表記封筒	視覚障がいのある方に対して、長岡京市のどこの課が発送元であるかわかるよう、点字で課名を打った封筒での郵送が可能です。この封筒で郵送を受けるには、あらかじめ登録が必要です。希望者は随時受け付けています。	
聴覚障がい者・ 中途失聴者・ 難聴者のための いきいきサロン	ゲーム・体操・学習会等の活動を通じて、聴覚に障がいのある方の社会参加へのきっかけづくりと交流を目的に年４回行っています。 手話通訳・要約筆記、ヒアリングループあり。	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンバス」 TEL 958-6912 FAX 958-6909
きこえの教室	主に中途失聴・難聴の方に対して、きこえや補聴器についての理解を深め、コミュニケーションの方法を学びあい暮らしやすい環境づくりについて一緒に考えます。ご家族もご一緒にご参加ください。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
耳のことなんでも 相談会	聞こえにくい方を対象とした相談会。 言語聴覚士による簡単な聴力測定があります。 年３回開催。事前申し込み制。	乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター TEL 874-4477 FAX 874-4478

イ．社会参加支援

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>障がい者
食事サービス</td><td>利用登録されている方で希望する方に支援センターにて昼食と夕食を提供します。
<table>
<tr><th></th><th>曜日</th><th>料金</th><th>申込締切</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>昼食</td><td>月～土曜日</td><td>380 円</td><td>前開所日の
16：30</td><td>（仕出し）弁当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">夕食</td><td>月～土曜日</td><td>380 円</td><td>前開所日の
16：30</td><td>（仕出し）弁当</td></tr>
<tr><td>金曜日（祝日を除く毎週）</td><td>400 円</td><td>水曜日の
13：00</td><td>スタッフ手作り</td></tr>
<tr><td>土曜日
（月１回）</td><td>400 円</td><td>当日の
14：00</td><td>スタッフ手作り</td></tr>
</table>
※料金は変更になる場合があります</td><td rowspan="2">地域活動支援センター
アンサンブル
TEL 956-2543
FAX 956-2547</td></tr>
<tr><td>障がい者
シャワーサービス</td><td>地域活動支援センターアンサンブルでシャワーを利用できます。
料　　金　　１回　１００円
利用時間　　９：３０～１７：００（平日、土曜日）</td></tr>
<tr><td>精神障がい者
デイケア</td><td>医師の指示及び指導のもとに医療チームによって、生活指導や作業指導等の通所訓練を行います。</td><td>精神保健福祉総合センター及び実施医療機関</td></tr>
</table>

ウ．その他の生活支援サービス

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>配食サービス</td><td>一人暮らし又は本人・家族等が調理を行うことが困難な心身障がい者に、昼食を定期的にお届けします。
＊事前にアセスメント（状態の評価と必要な支援の考察）が必要です。
利 用 料：一般世帯　　１人１回　620 円
　　生活保護・所得税非課税世帯　１人１回　400 円
利用回数：５回／週まで（月～金）</td><td rowspan="2">障がい福祉課
TEL 955-9710
FAX 952-0001</td></tr>
<tr><td>訪問入浴
（地域生活支援事業）</td><td>障がいのある方の身体の生活の保持、心身機能の維持のため、訪問入浴を行います。世帯の所得に応じて利用料が必要です。</td></tr>
<tr><td>施設入浴</td><td>自宅での入浴が困難な方が、介護者の負担を軽減するために、右記の施設で介助を受けながら入浴できます。
世帯の所得に応じて利用料が必要です。</td><td>きりしま苑
TEL 956-0294
FAX 956-0290
乙訓ひまわり園
TEL 935-7081
FAX 935-7082
乙訓の里
TEL 954-0777
FAX 954-0700
介護老人保健施設春風
TEL 953-6301
FAX 953-6302</td></tr>
</table>

名　　称	内　　容	問い合わせ先
緊急一時保護	家族の疾病等で介護する者がいない在宅重度心身障がい者(18 歳以上)が右記の社会福祉法人施設等を緊急一時的に利用することにより、介護者の負担を軽減します。原則２泊３日以内。	乙訓福祉会 あらぐさ福祉会 向陵会 てくてく
ノンステップバス	阪急バスでは、車いすのまま乗車できるバスを運行しています。詳しくは阪急バスにお問い合わせください	阪急バス 大山崎営業所 TEL 957-1020 FAX 957-5478
京都府南部サテライト事業「お困りごとはありませんか？」	京都府南部在住の視覚に障がいのある方を対象に、相談や情報提供、各種訓練（点字・パソコン・プレクストーク・白杖の使い方など）を定期的に実施しています。参加費無料。詳しくは障害者支援施設「鳥居寮」までお問い合わせください。	障害者支援施設「鳥居寮」 TEL 463-6455 FAX 462-4464
ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）	指定されたごみ集積場所に自分で搬出することが困難かつ親族や近隣の方などの協力が得られない高齢者等や障がいのある人(※)のために、自宅の玄関先などで家庭ごみ（可燃）を収集します。なお、資源物は対象外です。お住まいの地区の資源物ステーション等に出してください。 (※)要介護１～５の認定か障害支援区分の認定を受けていて、かつ、ホームヘルプサービスを利用している世帯が対象です。	環境業務課 TEL 955-9530 高齢介護課 TEL 955-2059 障がい福祉課 TEL 955-9710
青い鳥郵便葉書	重度の障がいをお持ちの方に、通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）から２０枚を無償配布します。代人、郵送対応します。 対象：身体障害者手帳（１・２級）又は療育手帳（Ａ）	お近くの郵便局
車いすの貸し出し	車いすを必要とする市民に１ヶ月を限度として無料で貸し出します。印鑑が必要です。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
	市内在住で車いすが急遽必要となった方に２週間を限度として無料で貸し出します。	長岡京市社会福祉協議会 （バンビオ１番館２階） TEL 958-6912 FAX 958-6909
京都府「障害者の明るいくらし」促進事業「ストーマと生活の相談会」	ストーマのケアについて日常の困りごとや工夫していることなどを専門の医師や認定看護師を交えて個別相談会を毎月第二日曜日の午後１時３０分から３時３０分まで、京都市の「ひとまち交流館」で実施しています。参加費は無料。ご家族の方でも構いませんが、参加については、（公社）日本オストミー協会京都府支部小田原までお問い合わせください。	公益社団法人 日本オストミー協会京都府支部 小田原 TEL0774-46-5225 FAX 同上

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>郵便等による
不在者投票制度</td><td>重度の障がいがある方のために、郵便等による不在者投票制度があります。
また郵便等による不在者投票ができる方で、上肢もしくは視覚障がい１級の方は、代理記載の制度もあります。
詳しくは、選挙管理委員会へおたずねください。
【郵便等による不在者投票対象者】
<table>
<tr><th>障がい等の種別</th><th>身体障害者手帳</th><th>戦傷病者手帳</th></tr>
<tr><td>心臓・じん臓・
呼吸器･ぼうこう･直腸・小腸</td><td>１級又は３級</td><td>特別項症から
第３項症</td></tr>
<tr><td>両下肢・体幹・
移動機能</td><td>１級又は２級</td><td>特別項症から
第２項症
（移動機能を除く）</td></tr>
<tr><td>免疫・肝臓</td><td>１級から３級</td><td>特別項症から
第３項症
（免疫を除く）</td></tr>
</table>
※介護保険の要介護５の認定者も対象となります。
※手帳の記載からは該当するか明らかでない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。</td><td>市選挙管理委員会
TEL 951-2121</td></tr>
<tr><td>長岡京市立図書館
配送サービス</td><td>図書館の資料を、自宅まで配送します。

＜対象者＞
市内在住で次の①～④のいずれかを所持している方
① 身体障害者手帳（３級以上）
② 療育手帳
③ 精神障害者保健福祉手帳（１級）
④ 介護保険被保険者証（要介護認定３以上）
<table>
<tr><td>貸出冊数</td><td>最大５冊</td></tr>
<tr><td>貸出期間</td><td>３０日間</td></tr>
<tr><td>配送日</td><td>毎月第１・第３木曜日
（午前または午後の選択可能）</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td>次の２点を図書館カウンターまで持参して受付
① 対象となる障がい者手帳、
または介護保険被保険者証
② 貸出券（お持ちでない場合は受付時に作れます）</td></tr>
</table></td><td>長岡京市立図書館
TEL 951-4646
FAX 957-0732</td></tr>
</table>

（5）防災

名　　称	内　　容	問い合わせ先
長岡京市防災ハザードマップ	地震や風水害に関する情報に加え、内水氾濫等による浸水の想定箇所や市内で発生が予想される様々な災害に対する知識と備えをまとめ、色覚障がいに配慮したハザードマップを作成・改訂しています。お住まいの地域の被害想定や避難所の位置などの確認にお使いください。 長岡京市のホームページ上にも掲載しています。	防災・安全推進室 TEL 955-9661 FAX 951-5410
長岡京市防災情報お知らせメール	長岡京市域の気象情報、国民保護情報、避難関連情報などの防災情報や緊急のお知らせを、事前に登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスです。登録無料です。 〇登録方法 右記QRコードを読み取り空メールを送信するか、 bousai.nagaokakyo-city@raiden.ktaiwork.jpへ空メールを送信し、返送されるメールに書かれたURLへアクセスしてください。	
災害時にともに助けあう制度(災害時要配慮者支援制度)	災害の時に備えて、一人で避難することが難しい人（災害時要配慮者）を登録する制度です。登録しておくことで、安否確認や避難誘導などをスムーズに行うことができるようにします。 登録を希望された場合、民生児童委員が申請書をもって訪問し、それを提出することにより登録を行います。制度の対象となる人に確認書を郵送し、登録希望の有無などをお伺いします。 登録された情報をもとに、民生児童委員や自主防災組織、自治会、関係機関が普段からの見守り活動を行っています。 制度にはいつでも登録できます。新たに制度に登録を希望する場合は、地域福祉連携室か障がい福祉課までお申し出ください。（この制度は、避難支援者やその家族などの安全が前提となるため、支援を保証するものではありません。また、避難支援者は、法的な責任や義務を伴うものではありません。）	地域福祉連携室 TEL 955-9516 FAX 951-7739 障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
京都府防災･防犯情報メール	気象情報や防災・防犯情報、市町村防災・安心情報を携帯・スマートフォン・パソコンなどへメール配信しています。災害への備え、地域の安全のためにぜひご活用ください。登録無料です。 〇登録方法 anzen@mail.bousai.pref.kyoto.lg.jpへ空メールを送信し、返送されるメールに書かれたＵＲＬへアクセスしてください。	京都府危機管理部 災害対策課 TEL 414-5619 FAX 414-4477
京都府マルチハザード情報提供システム	京都府の水害や地震などの災害危険情報などを提供するウェブサイトです。 水害、地震・津波、土砂災害や防災情報について閲覧することができ、複数の情報を重ね合わせて表示することができます。また、作図機能を用いて独自の防災マップを作成、印刷することができます。 〇パソコンからのアクセス http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/ 〇スマートフォンからのアクセス 右記QRコードからアクセスできます	

情報の入手が難しい方のための災害時の特別警報･避難情報の提供	視覚障がいや聴覚障がいによって情報の入手が難しい方に、災害時の特別警報・避難情報をお届けします。<u>※申込が必要です</u> 〇対象者 視覚障がい、聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方、その他の障がい者手帳をお持ちの方もご希望があれば登録可能です。 〇配信情報 特別警報・高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保・避難所の開設・避難所の閉鎖 〇方法 FAX、固定電話、携帯電話（スマートフォンも可）から複数選べます。電話の場合は自動音声が流れます。 〇申込等 申請書の提出は障がい福祉課へ。申請時に方法を選べます。氏名、FAX（電話）番号が変わるときや登録を解除したい場合には、手続きが必要になります。	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001

（６）権利擁護

名　　称	内　　容	問い合わせ先
成年後見制度	認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより自分で判断することが不安な方が、財産に関する取り引きなどの各種手続きや契約をおこなうときに、一方的に不利な契約をむすばないよう法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。また、本人の意思を尊重し、本人の希望に添った支援がうけられるのも特徴です。 いますぐ支援を受けたい場合の「法定後見制度」と将来に備えておく「任意後見制度」があります。 ・「法定後見制度」 現在、障がいなどで十分な判断能力がない方が、「不動産の売買」「お金の借り入れ」「財産の相続」「支援費制度や介護保険のサービス利用」などの手続きや契約をおこなうとき、家庭裁判所が決めた法定後見人が、本人の福祉や生活などに配慮しながら、そのサポートをおこないます。 受けられるサポートの内容 〇契約などの内容に「同意」する 〇同意なしに勝手におこなった契約などを「取消」する 〇本人の「代理」として契約などをおこなう ・「任意後見制度」 将来、判断能力がおとろえた場合にそなえ、本人の希望にそってあらかじめ「不動産の売買」「お金の借り入れ」「財産の相続」「支援費制度や介護保険のサービス利用」などの手続きや契約など「サポートをうけたい内容」と「サポートを託す方」を決めておく制度です。ただし、任意後見制度には契約の取消権はありません。 利用するにはそれぞれ手続きが必要です。費用がかかります。 全国の弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などでは利用に関する相談を受け付けています。	成年後見制度の申し立てに関しては家庭裁判所へ 各地域包括支援センターの輪番で、毎週土曜日午前に無料法律相談を行なっています。 ・東包括 バンビオ内２階 TEL 963-5508 FAX 958-6909 ・北包括 旭が丘ホーム内 TEL 955-9007 FAX 955-4232 ・南包括 アゼリアガーデン内 TEL 957-1119 FAX 957-1130 ・西包括 竹の里ホーム内 TEL 323-7889 FAX 951-2211 成年後見センター・リーガルサポート京都支部（京都司法書士会内） TEL 255-2578 FAX 222-0466 乙訓障がい者基幹相談支援センター TEL 952-6521 FAX 959-9086

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>成年後見制度利用支援事業</td><td>成年後見制度の利用に伴う、後見開始等の審判の申立てに要する費用及び家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬に係る費用について助成を行います。
（所得制限等があります。）

助成対象や助成額、申請期限は、以下のとおりです。
<table>
<tr><th></th><th>【申立て費用】</th><th>【成年後見人等の報酬】
※</th></tr>
<tr><td>助成対象
や
助成額</td><td>（審判請求に係る次に掲げる費用）
・切手購入費用
・収入印紙購入費用
・診断書作成費用
・鑑定費用</td><td>家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した成年後見人等の報酬の額の範囲内で、要支援者の居住状況により以下を月額上限とします。
・在宅者
【月額 28,000 円】
（同一の月に在宅期間と施設等への入所期間が混在する場合も含む）

・施設等入所者
【月額 18,000 円】</td></tr>
<tr><td>申請期限</td><td>審判確定の日から起算して１年以内まで</td><td>報酬付与の審判確定の日から起算して３か月以内まで</td></tr>
</table>
※成年後見人等が要支援者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合を除く。</td><td>障がい福祉課
TEL 955-9710
FAX 952-0001</td></tr>
<tr><td>福祉サービス利用援助事業
（地域福祉権利擁護事業）</td><td>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力に不安のある方に対し、地域で生活する上で必要な福祉サービスの利用援助を行います。
例えば･･･
・どんな福祉サービスがあるかわからない
・役所などから書類が送られてくるがよくわからない
・水道やガス料金、家賃などの支払いが心配
・お金や通帳をどこにしまったか忘れてしまう

《福祉サービス利用援助事業のサービス内容》
①福祉サービスの利用手続き援助
②福祉サービス利用料の支払い援助
③役所などから届く文書の確認や手続き援助
④日常的金銭管理（公共料金の支払や金融機関での払戻など）の援助
⑤福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理で使用される通帳・届出印・公的書類の預かり（保管）
⑥上記⑤以外の書類等で、福祉サービス利用援助事業の一環として社会福祉協議会が適当と認めたものの預かり（保管）
利用するには手続きが必要です。生活保護世帯･非課税世帯は無料です。※利用料は見直されることがあります。</td><td>長岡京市社会福祉協議会
（バンビオ１番館２階）
TEL 958-6912
FAX 958-6909

京都府社会福祉協議会
福祉部生活支援課
TEL 252-2151
FAX 252-6310</td></tr>
</table>